

ご存知ですか？

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が変わります

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律は、一般社団法人・一般財団法人と公益社団法人・公益財団法人に共通して、その組織、運営及び管理の基本的部分を規律する法律です。

平成27年5月に、一部の内容が変わる予定ですので、その内容について、御紹介します。



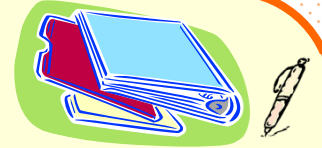
● 社員名簿の閲覧等の拒絶事由の改正

(一般社団・財団法人法第32条第3項及び第121条第2項の改正)

現行法

一般社団法人が、社員から社員名簿の閲覧等の請求があった場合に、これを拒むことができる事由の一つとして、現行法では、請求した社員が、法人と事業上の競争関係にある場合を規定しています。

改正後



事業上の競争関係あることを理由としては、社員名簿の閲覧等の請求を拒むことはできなくなります。

なお、会計帳簿の閲覧等の請求については、拒絶事由の内容に変更はありません。

● 会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定

(一般社団・財団法人法第73条の改正)

現行法

一般社団法人・一般財団法人における会計監査人は、社員総会又は評議員会の決議によって、選任又は解任され、また、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時社員総会又は定時評議員会において、別段の決議がなければ、再任されたものとみなされます。

現行法では、監事の置かれる一般社団法人・一般財団法人においては、理事又は理事会が、社員総会又は評議員会に提出する会計監査人の選解任等の議案等の決定を行う一方で、監事は、議案等についての同意権及び提案権を有するとされています。

改正後



監事（監事が2人以上いる場合はその過半数）が、社員総会又は評議員会に提出する会計監査人の選解任・不再任に関する議案の内容を決定することになります。

なお、改正法施行日前に、会計監査人の選解任等に関する決議をするための社員総会又は評議員会の招集手続が開始された場合は、現行法の規定に従った、従前どりの手続によることとなります。



● 最低責任限度額・責任限定契約

(一般社団・財団法人法第113条及び第115条の改正)



【最低責任限度額】とは？

一般社団法人・一般財団法人における理事等が、法人に対して損害賠償責任を負う場合においては、社員総会決議や評議員会決議によっても免除することができない最低限度の責任額（最低責任限度額）が定められています。



現行法

最低責任限度額について、現行法では、業務執行に関する程度等の違いに応じ、代表理事かどうか、また、代表理事以外の理事については外部理事かどうかで区分されています。

改正後

代表理事以外の理事については、**業務執行理事又は使用人であるかどうかで最低責任限度額が区分**されることとなります。



【責任限定契約】とは？

一般社団法人・一般財団法人における一定の理事等は、その責任を限定することを内容とした契約（責任限定契約）を法人と結ぶことで、その責任の一部を免れることができます。



現行法

現行法では、責任限定契約を締結できる者は、外部役員等（外部理事、外部監事及び会計監査人）に限定されています。

改正後

非業務執行理事等（業務執行理事又は使用人でない者、全ての監事又は会計監査人）が責任限定契約を締結できるようになります。



なお、改正法施行日前の理事等の行為に基づく責任の一部の免除や責任の限度に関する契約は、現行法の規定に従って従前どおりとされます。

● 社員総会等の決議の取消しの訴えの原告適格

(一般社団・財団法人法第266条第1項の改正)

現行法

現行法では、社員総会等の決議の取消しの訴えを提起することができる者として、当該決議の取消しにより理事等となる者は挙げられているものの、当該決議の取消しにより社員となる者は挙げられていませんでした。

改正後

社員総会等の決議の取消しの訴えを提起することができる者に、当該決議の取消しにより社員となる者も含まれることが規定上明確にされました。



● 登記事項

(一般社団・財団法人法第301条第2項第13号及び第14号並びに第302条第2項第11条及び第12号の削除)

現行法

現行法では、一般社団法人・一般財団法人において、外部理事又は外部監事に係る責任限定契約についての定款の定めがある場合、理事のうち外部理事であるものについて、外部理事である旨又は監事のうち外部監事である旨を登記することになっています。

改正後

責任限定契約を締結することができる理事又は監事は、外部理事又は外部監事に限らないこととなるため、外部理事又は外部監事である旨の登記をする必要がなくなります。

なお、改正法施行の際、現に責任限定契約についての定款の定めに係る外部理事又は外部監事の登記がある場合は、その外部理事又は外部監事が退任する際に、当該登記の抹消を行えばよいとされています。



なるほど!

